

つくば市監査公表第5号

平成31年(2019年)3月5日

つくば市監査委員 萩谷 孝男



つくば市監査委員 宮本 孝男



つくば市監査委員 滝口 隆一



地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

平成30年（2018年）10月10日から平成31年（2019年）2月28日まで

第4 監査の対象

所管課 建設部防犯交通安全課

補助団体 （一財）茨城県交通安全協会つくば中央地区交通安全協会

第5 監査の範囲

平成29年度（2017年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成 29 年度（2017 年度）つくば市中央地区交通安全協会補助金

2 補助金の交付目的

地域における交通安全活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚を図り、交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

3 補助対象事業

- (1) 交通安全思想の普及・啓発活動に関する事。
- (2) 交通安全教育の推進及び交通道徳に関する事。
- (3) 道路及び交通環境の整備に関する事。
- (4) 交通安全市民運動に関する事。
- (5) その他中央地区安全協会及び北地区安全協会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

4 補助対象経費

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金

5 補助金額：

4,654,000 円

第 8 補助団体の概要

- 1 名称 (一財) 茨城県交通安全協会つくば中央地区交通安全協会
- 2 所在地 つくば市竹園 1-1 (つくば中央警察署内)

3 組織 事務局、桜支部、谷田部支部、豊里支部、荃崎支部

<役員>

会長1名、副会長4名、常任委員4名、委員61名以上81名以内

第9 監査の結果

監査の結果、要望事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

1 【要望事項】

(補助団体)

- (1) 交通安全協会の地区会の会計は水戸本部で行っているが、各地区には証紙の販売業務があり通帳の管理責任がある。現在、つくば中央地区交通安全協会には監事の役職がなく会計監査をしていない状況にあるので、速やかに監事を選任することを要望する。
- (2) つくば中央地区交通安全協会は、市内4支部設置され、北地区を除く市内地域で交通安全対策事業の推進を行っている。市民の交通安全運動、高齢者交通安全運動等の啓発活動が行われているが、その事務処理においては、支部間で統一した事務処理規程の整備及び補助対象経費の基準の明確化がなされていないので、補助金の支出に関して適正な事務執行を求めるものである。

今後においても、市民一人ひとりが交通マナー・ルールを遵守した、交通事故のない安全なまちをめざして、交通安全意識の高揚と交通安全対策事業の推進を期待するものである。